

放置駐車違反に対する責任追及の流れ

※ この部分 は別ページにリンクしています。

放置車両確認標章の取付け

運転者

使用者

運転者が出頭

運転者が未出頭

運転者の責任追及

使用者の責任追及

※ 反則告知・通告

※ 弁明の機会の付与

「弁明通知書」「放置違反金仮納付書」の送付

反則金を納付

仮納付

未納付

反則金未納付

公示による
放置違反金納付命令

放置違反金納付命令書
の送付

公訴の提起・
付審判

※放置違反金の納付

未納付

督促状の送付

放置違反金納付命令が
一定回数を超えると！

未納付

※滞納処分

※車両の使用制限命令

※車検拒否

○ 反則金と放置違反金の両方が納付された場合は、車両の使用者に放置違反金を還付します。